

令和5年度第1回〔第八期目第3回〕  
松島町入札監視委員会

令和5年7月31日（月）

午前9時30分～

（松島町役場大会議室）

令和5年度第1回〔第八期目第3回〕松島町入札監視委員会

---

出席委員（4名）

委員長 赤石 雅英  
委員 武田 三弘、 泉田 成美、 熊谷 哲

---

欠席委員（1名）

委員 小川 真儀

---

説明のため出席した者

総務課 環境防災班  
水道事業所 施設班  
健康長寿課 健康づくり班  
各課(所)長・各班長・各担当者

---

事務局職員出席者

副町長 熊谷 清一  
財務課 課長 佐藤 進  
財政班 班長 松村 武文  
主事 後藤 啓

---

委員会次第

令和5年7月31日（月曜日）午前9時30分 開会

1 開会の挨拶

2 契約案件の審議等

（1）審議案件抽出理由の報告

（2）審議 工事請負契約：3件 業務委託契約：3件

【工事請負】

- 1) 環4工第033号 区画線整備工事
- 2) 下4工第040号 松島中継ポンプ場災害復旧工事
- 3) 下4工第041号 蛇ヶ崎雨水ポンプ場災害復旧工事

【業務委託】

- 4) 環4委第219号 松島町東日本大震災伝承記録誌作成業務委託
- 5) 健5委第042号 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に伴う接種券等作成業務委託
- 6) 下5委第008号 松島浄化センター中継及び雨水ポンプ場運転管理業務委託

3 閉会の挨拶

---

本日の会議に付した事件  
委員会次第のとおり

【審議等】

(1) 審議案件抽出理由の報告

○事務局 それでは契約案件の審議等に進みます。

初めに、〇〇委員より審議案件抽出理由の報告をお願いいたします。

○委員 それでは、審議案件の抽出理由についてご説明いたします。

今回は、工事3件、業務委託3件を抽出いたしました。

工事について、今期は19件と少なく、災害復旧工事が多かったという印象を持ちました。

まず、工事2番の区画線整備工事を抽出しました。抽出理由としては、指名競争入札で落札率が高めであり、変更契約があったということで、指名競争とした理由について、指名業者の選定基準、変更契約の内容、変更契約があるにもかかわらず契約額が変わらなかった理由、これらについて確認したいと思います。

それから、工事の17番と18番は、ポンプ場の災害復旧工事ですけれども、ともにポンプ場災害復旧工事であるにもかかわらず、工事17番は条件付一般競争入札、工事18番は指名競争入札となっているため選定しました。工事18番は落札率が非常に高く、変更契約があるため選定しました。工事17番については一般競争入札、工事18番については指名競争入札をした理由を確認したいと思います。工事17番について、1者入札となった理由について併せて確認したいと思います。工事18番について、指名業者の選定基準、落札率が高くなった理由、変更契約の内容、変更契約があるにもかかわらず契約額は変わらなかった理由、これらについて確認したいと思います。

また、業務委託は、今期全部で57件ありました。

その中で3件抽出しましたが、まず業務委託の5番目です。松島町東日本大震災伝承記録誌作成業務委託です。抽出理由としては、指名競争入札で落札率が非常に低かったということで、指名競争入札をした理由、指名業者の選定基準、予定価格の算出方法、落札率が低くなった理由、これらについて確認したいと思います。

それから、業務委託31番は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に伴う接種券等作成業務委託を抽出しました。これは1者随契であって単価契約となっているため抽出しました。1者随契とした理由について、それから単価の算出根拠について確認したいと思います。

それから、業務委託49番を抽出しました。これは松島浄化センター、中継及び雨水ポンプ場運転管理業務委託です。抽出理由としては、契約金額が高額であって、1者入札で落札率が高かったため抽出しました。1者入札となった理由、過去にこの業務委託で同じ業者が落札し続けているかどうか、過去のこの業務委託での契約金額、他の業者がこの入札に参加する可能性の有無、これらについて確認したいと思います。

私からの抽出理由についてのご説明は以上です。

○事務局 ありがとうございます。

引き続きまして、審議に入りますが、ここからの審議等は委員長を議長として議事を進めていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 分かりました。

## (2) 審議

○委員長 それでは、審議に入ります。

では、まず初めに、工事請負契約のほうから審議を始めます。

最初の工事3件の審議が終わったら1回休憩を入れ、委託3件を後半にやるという流れにしたいと思います。

では、1件目の担当の方、入室をお願いいたします。

○総務課 それでは、審議番号1番の区画線整備工事について説明させていただきます。

今回の区画線整備工事につきまして、まず初めに工事の概要を説明させていただき、次に指名競争入札とした理由、指名業者の選定基準、契約内容の確認について、順に説明させていただきます。

まず初めに工事の概要についてですが、事業名は環4工第033号区画線整備工事になります。事業場所につきましては、松島町松島字普賢堂他ということで、複数箇所の工事箇所ありましたので、普賢堂他地内ということにしております。事業期間は、令和4年11月4日から令和5年3月31日までの期間で、業種は建設工事の土木一式工事となっております。

次に、指名競争入札とした理由についてですが、今回の工事は損耗して視認性が低下した区画線を引き直す工事でありまして、道路通行上の安全確保の面から正確で迅速な施工が望まれておりますので、同種工事の実績があり、かつ信頼性の高い者を選定するため、指名競争入札といたしました。

次に、指名業者の選定基準についてですが、1つ目は、令和4年度の建設工事競争入札参加資格登録簿、土木一式工事になりますが、そちらに登録されている者であること。2つ目は、宮城県内に本店又は請負契約について本店から委任された支店若しくは営業所を有している者であること。3つ目は、町発注の区画線工事の施工及び指名実績のある者。以上の3つの条件全てに該当するという選定基準を設けまして、条件に該当した6者を選定いたしております。

最後に、契約内容の確認についてですが、当初発注時は路面標示の止まれや減速とかの文字、あと停止線やT字記号等の引き直しなどが50か所、引き直しを行う古い路面標示の消去で23か所、合計で73か所として工事を発注いたしましたが、設計数量に基づきまして工事を実施したところ、施工箇所の追加が可能となったことから、止まるという文字の引き直しを3か所、停止線を4か所追加しまして、引き直しを行う古い路面標示の消去6か所減としまして、合計で74か所での変更契約を締結しております。

なお、変更契約につきましては、請負業者との協議によりまして、内容の変更のみで、請負の金額は変更のない変更契約となっております。

簡単ではございますが、以上となります。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました内容について、ご質問等ありましたらばお願いいたします。

○委員 今回、6者を指名したということなんですけれども、これは3つの条件を満たしている業者6者を全者指名したということでしょうか。3つの条件の中から6者を選んだということでしょうか。

○総務課 3つの条件全てに、例えば8者いて6者にしたとかじゃなくて、6者中全6者とさせていただきました。

○委員 なるほど。変更契約があつて契約金額が変わっていないということについて、後ろのほうの資料を読むと、直接工事額は増加していて、一般管理費その他というのが減少していて、結果としてプラス・マイナス・ゼロという形になっているんですけれども、これというのは、業者としてはうまみがなくなったのかなという気がするんですけれども、これは協議の中で、業者からの申出によって工事費を増やして一般管理費を減らすという申出があつてそうなったのか、町の側でそうしてほしいというような雰囲気ですらうなつたのか、どちらなんですか。

○総務課 業者さんのご厚意で、工事をした後にもう少し箇所を増やせますよ、これぐらい増やしても金額は変わらずにできますよというようなご厚意をいただいて、それに甘えたという感じですよ。町から、ただでもっと追加してやってくれという話はしておりません。

○委員 分かりました。

○委員長 はい、〇〇委員。

○委員 今の変更理由書のところで、どういうことなんだろうと私もずっと思っていたんですけれども、「設計数量に基づいて工事を実施したところ、引き直し箇所の追加が可能になった」という表現のところで、何で追加が可能になるという言い方なんだろうとずっと思っていたんですが、業者のほうでもっとできますよという言い方で、そういう追加が可能になったということですね。

○総務課 はい。やはりちょっと設計で、メーター掛ける単価とかで計算かけているので、実際に引いたときに、例えばこっちで100メーターで見ていたのが80メーターでしたというふうになると、あとじゃ20メーター分追加できますよとかという話で、ちょっと工事が終わった後にまた協議が入るので、そこでじゃ減額にするか、じゃ増額にするか、今回みたいに純粋に計算した結果増えるけれども、いや、私たちお金は、変更の金額はいいから、そのまま箇所だけ変更しますよとかというふうには、その他3通りぐらいでちょっと工事終わってから協議し、この区画線についてはやらせてもらいました。

○委員 実際、最初の設計数量よりも少なくなったので、追加で足したことによってトータルゼロですねというような形でやってくださいということになったんですね。

○総務課 そうですね。

○委員 ちなみに最初の設計数量というのは、こちらでやった長さというんですか。

- 総務課 実際に、現場とか確認して。
- 委員 結構誤差って大きいものなんですか。
- 総務課 そこまで大きくはないですけども、ただ停止線という白線ですか、停止線とかああいうのはちょっと古くなっていたりとかして、こっちでは全部削ろうと思って設計したんですけども、現場見たときに、いや上から塗ればいいよ、削ることはないよというので、そういった変更とかも出てきますので、やはりちょっと現場で工事する際には数量のほうは、設計とはちょっとずれてくるのが必ずあります。
- 委員 それはそうですね。分かりました。
- 委員長 あと、何か質問ありませんか。はい。
- 委員 入札監視とはちょっと離れているんですけども、「止まる」というふうな標示がすごく多くなっているんですけども、これというのはどういうふうなことで止まるということでしょうか。
- 総務課 本来だと「止まれ」というのは規制なので、一番最初は何もないところにつくるのであれば宮城県公安委員会となりますが、それを例えば薄くなったからとか、ちょっと修正するというのであれば、当然公安委員会の許可をもらって、町のほうでできることもあるんですけども、要は本来であれば標識と、あと下に標示されているのがセットになります。だから、「止まれ」という赤い看板というか標識があるところに路面標示が、「止まれ」がセットになっている。ところが、そうでないところがここに来て何か所か発生してきて、それは標識がないのに路面だけに「止まれ」というのは駄目ですよという警察からの見解がありまして、ただ、それが昔からの経緯で、そういう箇所が何か所かあるんですけども、ただ「止まる」だったらいいですよと。どうしても場所的にやっぱり全く消してしまうとちょっと交通安全上支障を来すかなという場所もありますので、できれば警察のほうにセットで標識をつけてもらえればいいんですけども、やっぱり箇所数が県内多くて、なかなかちょっと順番待ちとかいろいろなことがあって、であれば「止まる」であればいいですよという見解をいただいたので、ちょっと注意が必要なところには「止まる」ということで、標示しているという事情があります。
- 委員 道交法上では、赤い三角の停止と停止線があれば規制をかけられるということですね。
- 総務課 公安委員会の規制となります。
- 委員 公安委員会としてね。住宅街には「止まれ」と路面に標示してありますけれども、あれというのは道交法の規制はかかっていないはずだと思うんです。私は認識してあるんですけども。
- 総務課 だから、結果的にそういうことになってしまうんです。そうするとやっぱりちょっと安全上の関係で、特に何か昔の経緯で、どうしてもセットでなくても「止まれ」というので、多分認められていたことがあって、町でも多分書き直しとかしていたと思うんですけども。
- 委員 住宅地の場合にはいっぱいありますよね。
- 総務課 ありますね。
- 委員 規制じゃないから「止まる」のほうは私はいいような気がするんです。私の住んでい

るところでも「止まる」と書き直しがなっているところがあって、「止まれ」というふうな、命令じゃなくてね、規制じゃないから「止まる」というふうな標示になったのかなというふうには思っていたんですけども。

あと、実際数量は変更となっています。箇所数も、例えば「止まれ」、「止まる」の箇所数も変更になっているということですか。延長もそれぞれ変わっていますか。

○総務課 箇所も、引き直しで7か所増やしました。あと、先ほど言った古い停止線の消去というのは、ほぼ消さないで上から塗ればいいよという話になったところで、そういうところは6か所ほどちょっと減をしているんですけども。

○委員 停止線というか白線のあれだと、それぞれの文字によって換算延長というのがあるかと思うんですけども、「止まれ」だと、「止まれ」と「止まる」というの、換算延長というのは出せるんですか。「止まれ」はもともと換算延長というのには普通にいるんですけども、「止まる」というのは換算延長あるのかなというふうに、そういう部分でも疑問が。

○総務課 一応マニュアル上にも「止まる」もあるので。

○委員 「る」もある。

○総務課 ありますし、昨年も「止まる」のほうで引いております。

○委員 そういう判断で換算延長。

○総務課 そうですね。

○委員長 あと、ちょっと専門、〇〇委員の質問と重なるかもしれませんが、要は当初の設計で、実際に工事に当たったところ工事が少なかった。それで「止まれ」の標識でプラスアルファするとほぼ同じ工事になるからということでよかったんですよ。

○総務課 多少はちょっとオーバーするんですけども。

○委員長 つまり工事業者としては、ある一定の材料ですよ。それ調達したから、それが使用するのは多分少なくて、だろうと思うんですけども、ルート全部使ってしまったって、もし少なかったら、当然少ない変更契約結ばなきゃいけないからですよ。であれば、さらに追加で必要なものがあればということで、追加提案をしていただいて変更工事を認めたという、平たく言えばそんな感じでしょうかね。

○総務課 そうです。

○委員長 この辺の、ですからどの辺まで裁量が認められるのかなという気もしますけれども、その辺、ほかの委員の方、いかがでしょうかね。そういった裁量をどこまで。

○委員 ただ、現場ですと、実際、なんでしょうね、やっぱり見積もったときと実際にやったときで、多分後半のほうにもいろいろ出てきますけれども、見積りの段階ではなかなか分からなかったといった部分がどうしても出てきますので、そこはある程度現場の中でうまくやっていたかというのは、どうしても必要になってくると思うんです。なので、そういった意味では、今回はうまくいったケースかと思うんですけども、逆にそれが悪用される場合もあるかもしれないですよ。だから我々としてはチェックしなきゃいけないというような。

○委員長 はい。どうぞ。

○委員 ○○委員がおっしゃったことでもありますけれども、実際この設計書で、一般管理費を、多分ここだとパーセンテージをこっちで勝手に変更して、一般的でない金額に合わせた一般管理費のパーセンテージを入力しているのかなというふうに思いますけれども、それって、そういうふうに行うこと自体よくないと思うんですよ。普通の工事の中では決められた現場管理費、決められた一般管理費というのがあるわけですから、そこで実際変更するのであれば、工事数量としてまけてもらった、そういうふうな形にしないと本来はよくないと思うんです。工事をこれだけお願いしていて、どこかの部分のこの工事をまけてやってもらったんだよ。そこで一般管理費を削ったりというのは、本来のものとしてはよくないと思うんですよ。

○委員長 工数自体は増えたんですかね。

○委員 増えていますね、これ。

○委員長 増えたのかな。当初の見積りで、それほど、いや、かからなかった可能性もありますよね。

○委員 実際一般管理費とか、共通仮設費とか、そういうのというのは、工事金額で、この金額だったらこのパーセントというふうなので決まっている。工種がこういうものだったら、このパーセントですよというふうに決まっているものなんですよ。それで、本来ではそのパーセンテージを払わなくちゃならないというのが公共工事の積算なんですから、そこを、何かというと、何かに悪用する場合もあるわけです。実際工事はこれだけ発注したけれども、一般管理費を削って発注しちゃえというふうなのにもなりかねない。だから、そういうふうなのを精査のときであっても操作するというのはよくないと思います。ですから、工事費、直接工事費をまけてもらったんだよというふうにするのが良いと思われまます。

○委員長 いや、要は、当初の積算の見積りの失敗を隠すために一般管理費に手をつけたというふうに見られるとよろしくないんですよ。だから起きてしまったことを、○○委員がおっしゃったように、現場をやっていく過程で、多少のこういったブレが出るのはしょうがないんだと。ただ、それを正直に、工数なり原材料費がそれほど使う必要がなかったと。だから、その後一旦まけるんだ、まけるというか、その部分を使って新たに變更工事をしたんだというのが素直な恐らく變更の書き方だろうなと思いますね。ただ、そういうふうをやっちゃうと、当初の見積りが甘かったんじゃないのとか、余計に波風を立てるから、じゃといって管理費でというんだと、やっぱりちょっとね。とにかく正直にやっていただくのが一番かなというふうに感じますね。

あとは、○○委員、いかがでしょうか。

○委員 いえ、大丈夫です。

○委員長 よろしいでしょうか。

じゃ、この工事費については、その辺の、何というんでしょうかね、現場との許容範囲と言うとちょっとあれなんですけれども、話合いの中で、当初の目的をこの予算の中で達成することができたという、範囲内ということでしょうかね。少々プラスアルファ、6万円の部分はあったけれども、それは全然必要ないものではなくて、予算がつけば本当はやりたいという、で

きるものをできたのでということで整理してよろしいでしょうかね。

はい、では結構です。どうもありがとうございました。

○委員長 それでは、次の担当の方、お願いいたします。

次の審議について、抽出理由についても含めて説明をお願いいたします。

○水道事業所 それでは、審議番号2につきましてご説明いたします。

下4工第040号松島中継ポンプ場災害復旧工事で、条件付一般競争入札とした理由、1者入札となった要因について内容を確認したい案件となっております。

本工事につきましては、令和4年7月の大雨で、ポンプ場内の照明施設等下水道施設の災害復旧工事を行ったものです。

入札参加条件としては、機械器具設置工事の総合評定が400点以上とし、条件付一般競争入札で発注したところ、1者から申込みがあり、入札を実施しております。

条件付一般競争入札とした理由につきましては、災害復旧工事ではありますが、通常の工事と捉え、一般競争入札としております。

1者入札となった要因といたしましては、今回の工事発注が国の災害査定により事業費が確定した上で事業着手となりますが、終了したのが11月で、12月の発注となり、既に他の市町村での受注工事もあり、現場代理人の都合がつかなかったり、工事内容が機械器具で、工期も3月末だったことから、コロナ禍による部品調達の見込みが難しく、参加申込みが難しかったとのこともあり、そのため1者入札となったと思われまます。

以上で説明を終わります。

○委員長 では、委員の皆様、何か質問等がありましたらお願いいたします。

○委員 こちらの積算は、どのような形で積算されたんですか。

○水道事業所 こちらは、土木の標準歩掛がありますので、そちらで積算しております。

○委員 設備工事歩掛で。

○水道事業所 そうです。設備は設備で歩掛がありますので、そちらのほうを採用しているところでは。

○委員長 1者入札になった理由について、発注の時期というお話されていましたが、これはある意味で事前にそういうことは想定されたのか。そうだとすれば、もっと早めに10月や11月とか、そういった時期に発注できなかったのかについていかがでしょうか。

○水道事業所 こちら災害復旧事業ということで、国の災害査定を受けてからの発注となります。7月に被災したということもあって、災害査定が大体2か月後ぐらいに国の査定官の方が来られて、そこで初めてこの事業を認めていただき事業費が確定して着手するという形になります。そこで、最短で行ったとしても、結局12月というところもありまして、そのためにこちらと、次の案件もそうですが、12月の発注となっているところがございます。通常だったら委員長がおっしゃるとおり、早めに発注すれば業者の確保ももう少し多いのかなという感じはしますけれども、ほかの自治体の工事とかを持っていて、なかなか現場代理人があてがわれないんだ

とか、そういう感じのお話を聞いたところもありましたので、その辺が影響して1者となったところかなというところで考えているところです。

○委員長 分かりました。あと、何かご質問ございませんか。

○委員 このことは具体的にはちょっと関係ないかもしれないんですけども、ちょっと私この説明書を見たときに、災害復旧工事というのがどういう規模なのかがちょっとよく分からなかったんです。照明関係がどれだけどういうふうになったとか、どういうものがどうなったという、何かそんな資料というのはつけられるものですか。

○水道事業所 災害査定時では、国の査定官に説明するに当たって、まず被災原因から説明して、査定設計書というものを作らせていただきます。その際に、被災原因、さらに被災したものを、災害復旧は基本的に原形復旧が基本ということになりますので、被災した箇所の原形復旧ということで、今回大雨が降ったことによりポンプ場内部が浸水して、照明が水をかぶって全部駄目になったというものになります。そのために、駄目になった照明施設12基、こちらを直します。

あと、中継ポンプ場というのは汚水が入ってきたものを松島町の浄化センターまで圧送する施設になっておりまして、そのためにポンプ室の中で、臭気がすごく強いところがありますので、そのための吸引ファンを回すモーター部分も同じように浸水したというところで、ここを災害復旧で直させていただいて、それをご説明しながら、間違いなくそれで被災していますということを証明することによって災害査定として認めていただくという形にはなります。

○委員長 あと、何かご質問ございませんか。○○委員。

○委員 関連なんですけれども、こちらは7月の大雨で被災し、実際完成したのは翌年ですか。

○水道事業所 3月末です。

○委員 3月末で完成してということなんですけれども、それまでにはずっと照明もファンもなしというような状況だったんですか。

○水道事業所 そうですね。途中、照明がなくてもと言ったらあれですけども、建物としては1階部分と地下部分があって、地下部分が今回被災したという形なんですけれども、1階部分は被災していませんので、そこから電源ケーブルを下ろしてやって、投光器のほうで作業をさせていただいてございます。ファンも同様に動かしながら、実際は、当然地下部分なので、真っ暗なので、作業できないというところもあるので、投光器を何個か置かせていただいて作業のほうは進めさせていただいたという形になります。

○委員 そのほかポンプとかは。

○水道事業所 ポンプにつきましては、水中ポンプといいまして、もともと水の中に入っているポンプになりますので、そこは多めに浸水しても全然大丈夫だと。あと、電気盤なんかも、それは地下部じゃなくて地上部のほうにあり浸水していないので、その辺の電源供給も大丈夫だという形です。

○委員長 新しくつけるものはLEDランプで。

○水道事業所 そうですね、今宮城県でも二酸化炭素削減ということで、LEDランプという

ころを言われているところもあります。そのために、もともと通常の蛍光灯だったんですけども、その辺をご説明させていただいて、LEDランプのほうで今回は施工させていただいているところです。

○委員長 あと何か、委員の皆さん、質問ございませんか。どうぞ、〇〇委員。

○委員 1者応募だったということは分かるんですけども、こちらに実際施工できる対象となる業者数はどのぐらいあるんですか。

○水道事業所 今回、2市3町プラス仙台市ということで、条件とさせていただきましたが、対象としては大体94者ぐらい。そんなに少なくないというところもあって一般競争入札ということで公募させていただいたんですけども、なかなかその中でもというところですよ。

○委員長 仙台市まで広げても1者しかなかったということですよ。

あと、何かございませんか。よろしいですか。

○委員長 引き続き3番の説明をお願いいたします。

○水道事業所 それでは、引き続き、審議番号3につきましてご説明いたします。

下4工第041号蛇ヶ崎雨水ポンプ場災害復旧工事でございます。

こちらにつきましては、先ほどの7月の大雨によりポンプ場の自家発電機及び電気盤の載っている基礎部分が洗掘されまして、空洞化してしまったというところを災害復旧で直しているところです。

今回、指名業者の選定基準、指名競争入札とした理由、高落札となった要因、変更契約の理由、契約額が変わらない要因について内容を確認したいという案件となっております。

本工事につきましては、先ほど同様、災害復旧工事を行ったものですが、指名業者の選定基準の理由として、まず土木一式工事で総合評定400点以上とし、町の下水道工事の、土木工事の実績のある業者全てを選定しております。

指名競争入札とした理由につきましては、当該復旧工事箇所が松島消防署の駐車場で、非常に狭いところでもあり、車の出入りも結構ありまして、あとすぐ隣が通学路というところで、小学生のお子さんたちがその穴をのぞいているというところも結構言われましたので、早急に工事を完了いたしたく、指名競争入札といたしました。

高落札となった要因につきましては、1回目の入札で予定価格に達せず、2回目での入札であったために高落札となったと思われまます。

変更契約の理由、契約額が変わらない要因につきましては、災害復旧工事ではありますが、施設の状況を随時確認調整しながら復旧を進めてまいります。そのため、当初積算の段階では確認できなかった内容など最終的に精査しながら工事を進め、工種ごとに金額の増減は生じますが、結果同額となり、契約金額が変わらなかったものです。

以上で説明を終わります。

○委員長 委員の皆様、ご質問等お願いいたします。

あれですか、ちょっと私のほうで、14ページの工事費の内訳書の工事価格350万という

のが出ているんですが、これとこの会計金額、それとの関係というのは、どんなふうになっているんですか。

○水道事業所 これ、入札の際に、1回目の入札で、業者さんから内訳書のほうの提出をいただくんですけども、その際に、当初1回目で385万円ということで、これだけかかることになっていたんですが、これ入札終わった後に私どもで確認したところ、中の積算でダブル計上になっていたりとか、あとは災害復旧なので、基本的に原形復旧基本ということで、実際、今回大きくはL型擁壁だったんですけども、L型擁壁は被災していないので、それを撤去・再設置することで最初は積算しておりました。ただ、こちらの見積りの中では、新品ですね、1回取り壊して新たに組み入れるということで、製品代とかも求められたりとかして、その部分で結構高額な料金になっていたということが後で入札後に分かったところではあります。

○委員 そうすると、すみません、じゃこの24ページにある入札結果ありますよね。これの、1回目の入札額で1位となっている〇〇〇よりも結果的にこちらで確認して安くなったから〇〇〇のほうかということですか。

○水道事業所 そうですね、こちらの〇〇〇は181万5,000円ということで1回目の入札をしているんですけども、ちょっと積算額には近かったんですけども、予定価格に達せずというところで2回目になったところですが、2回目のときに最低価格のほうは申しますので、その際に、後で聞いた話ですけども、〇〇〇でもちょっとその違算というのを多分気づいたというところがあって、そこでちょっと勉強して170万で応札したというところは、後から聞いているところではあります。

○委員 それと私、あまり入札のそういうところ分からなくて、金額を見て、「はい、もうじゃ一番安いので〇〇〇で決定です」というんじゃないで、中の積算とかを確認して最終的に決めるという感じなんですね。

○水道事業所 まず、この181万5,000円というのが、下のほうにある188万8,700円というのが税除いては171万7,000円ですね、これが予定価格ということになるんですけども、それに達していないというところで、1回目不落という形になっているところですね。単純にここですね。

○委員長 2回目入札は、〇〇〇は入れなかったんですか。

○水道事業所 そうですね、2回目辞退されました。

○委員長 ということは、ほぼ10者のうち9者が辞退してしまったという。これ辞退をされた理由について、何か確認されましたか。

○水道事業所 こちらも、先ほど最初の中継ポンプ場でもご説明した、やっぱり12月発注になると、土木業者のだと特にそうなんですけど、なかなか3月末の工期に向けて最盛期で動いているところもあって、なかなかやっぱり現場代理人をあてがい切れないというのが、後から雑談的に聞いた中では多かったというところでした。

○委員長 こちらも国の復旧の予算がついているというものですか。

○水道事業所 そうです。

○委員長 何か質問ございませんか。

○委員 変更契約で、結果的に同額になったというのは、中身はよく分からないんですけども、それは業者のほうが強めてくれたという感じなんですか。

○水道事業所 通常、設計変更というのは、業者さんのほうから、このぐらい設計すると違いますということで、業者さんと打合せする形で数量のほうを出していただきます。そちらのほうで、再度こちらのほうで、当然やっている工種、あとやらない工種というものを精査しながらやっていきますので、出てきて、そこで積算に反映させていくんですけども、額が小さいと、その乖離幅も数万円という形になることが多い傾向はあります。これが何千万円という工事で、大きくお金動くと、結構その変更する増減額も大きいところになりますが、小さい工種だと扱っている復旧する内容も小さいので、あまり反映幅が小さくなると言ったらあれですけども、そのために結果的に、最終的に精査をかけたところ同額になったというところがあります。ただ中身については、工種でなくなったものや追加した工種など、様々な増減もあるんですけども、額が小さかったりというところが、それで契約金額が小さいことによって、その乖離幅が少ないというところがあります。

○委員長 こちらも復旧工事だから、とにかく進まなきゃならないところが第一というところでしょうかね。

皆さん、何かご質問ございませんか。こちら指名競争だけでも、実質的に2者になったというのも、何か競争性が確保されているかというところが一番ちょっと心配なところではあるんですけどもね。こういった過去5年間の施工実績のある業者ということ、あるいは経審の400点等もあるんだらうけれども、なかなか、範囲はもう少し広げてというんでしょうかね。どうなんでしょうね。○○委員、どうですかね。これ経審の点数と、もちろんある一定のレベルの工事をしてもらわないと、公共工事ですから。だから、何か過去のという、施工実績のある業者というふうになると、それが参入障壁になっていて、実績はないけれども自分たちがやれるという、そういった業者を排除しているということはないのかというのはちょっと心配になってしまうんですけどもね。

○委員 これは松島町の下水道工事の施工実績のある業者なんですけれども、もう少し広げると業者の数は増えますかね。

○水道事業所 増えるというところがあります。今、土木一式工事で、400点以上で、2市3町プラス仙台市となると、大体67者ほどあるので、水道工事の実績というところで捉えたところが、まず雨水ポンプ場の基礎の下の部分というところあって、そういうところの構造、新しいものをつくるのであれば、最初から新規参入してきている業者さんでも全然問題はないんですけども、既存のものを復旧するというので、ある程度そこら辺で分かっている人だと安全にと言ったらあれですが、復旧できるかなというところが、構造に熟知していると言ったらあれなんですけども、その辺で選定させていただいたというところがあります。なかなか難しいところではあるんですけども。

○委員 すごく難しいと思うんです。洗掘されたところをちゃんと支持しながらとか、埋め戻

したとしても隙間があると結果的にまた沈下しやすくなってしまいますので、そこをうまくやれる技術を持った業者となると、そういうふうなイメージで選ばれたと思うんですけれども、ですから逆に実績のない人にやらせてしまうと、後から問題になるところもありますので、そこはそういう実績があって、後から、ある意味、何かあったときにはちゃんと苦情が言えて対応できるようなところをお願いしたんだなというイメージではありますけれども。

○委員長 一応どこも契約しても、工事の保証契約というんですかね、当然やるわけだろうけれどもね。はい、どうぞ。

○委員 工事内訳書なんですけれども、先ほど一番最初の区画線のとおりと同じように、一般管理費と現場管理費を調整されているように見受けられます。先ほどもちょっと違う関係で申し上げたんですけれども、このところ、一般管理費と現場管理費というのをこちらで調整するということは、本来やっちゃいけないことなんです。

○水道事業所 そうですね、現場管理費については調整していません。一般管理費については、通常、増減したときに、一般管理費で調整がかかるものというところもあって、最終的に業者さんと数量についてこれくらいになりますということで変更契約の協議するんですけれども、額が一緒になったというのは、積算システム上でも、契約額と入力するところもあって、そこに入力することによって一般管理費で調整されていくという形になっております。

○委員 最終積算自体が、契約額が同じだと一般管理費をこういうふうにしなさいよというふうなシステムになっている。

○水道事業所 なっていますね。調整がかかります。ほかの経費は調整かからないんですけれども、一般管理費部分で調整がかかりますね。

○委員長 今調整とおっしゃっているのは5ページのことですかね。

○水道事業所 29ページの5万8,640円です。

○委員長 こちらですね。ごめんなさい。5万8,640円。はい。そうですね、最初の金額が31万7,000円ですね。

○水道事業所 実際、工種ごとのお金に関しては、あくまで数量の積算になりますので、後でいじるということはちょっとできないと思います。あと共通仮設費とか現場管理費について、こちらでもその直接工事費に対しての実計算となっていますので、ここも同じです。そこで工事価格が出てきて、最終的には一般管理費で調整をしてという形になるんです。

○委員 こういうふうにしていいということになっているんですか。

○水道事業所 そうですね。

○委員 一般管理費でまけてもらうことになる。

○水道事業所 最終的には。例えばそれぞれ工種で分けて、分けていると大分数量が変わってしまうので、出来高の不足とか、出来高が多くなったりとか、その多いという部分にはやってももらうんですけれども、ここであまりにも乖離が出てくると、なかなかそこら辺が工種として反映できなくなってしまうので、先ほどご説明したとおり災害復旧工事でもありますので、国の会計検査とかも当たってくるというところもあって、そこら辺の数量、工種による数量は、極

力現地、最終精査に合わせた形というところになりますので、そこで合わせているところでもあります。

○委員 分かりました。

○委員 ちなみに、今回のこの充填、埋めたやつなんですけれども、エアモルタル使っていますけれども、無収縮性のやつなんですか。膨張性じゃないんですよね。

○水道事業所 そうですね。それで、今回変更の中身でもあったんですけれども、当然充填かけて、満遍なく中に充填されるかどうかの確認をするために、上のところに確認の穴を開けて、そこから空気を抜きながら、出てくれば中に充填されるという形になりますので、その工種が災害査定では受けられなくて設計変更で対応させていただいたというところもあります。

○委員長 ですから、またこれは変更契約書の40ページのところで、増減額、要は、工事の内容が変わって1万6,487円。数量は変わらないんですけども、一般管理費も5万8,640円、変更してですかね。そこでこの1万6,487円というところからすると、どうなるんでしょうか。

○水道事業所 私たちのほうの表現がちょっと入ったというところが、後から見ているんですけども、経費とか込みで計算させていただいて、最終的にプラマイゼロにするがゆえに、主なところということで、1万6,487円ということで、計算上出てきた数字をそのまま入れているところがあるので、実際は設計変更、変更設計書ですか、こちらの中身を本来反映させるべきだったのかなというところはあります。

○委員長 ですよ。どうぞ、○○委員さん。

○委員 それで、何で契約変更しないんですかね。

○水道事業所 それは、業者さんとの話し合いになるんですけれども、例えば大きく数量変わっていれば、業者さんとの話し合いで変更というところはありますけれども、今回、変更している数量がちょっと細かい数量の最終精査というところもあって、業者さんと話し合いした結果、そこは金額のほうの変更はしないという形で。

○委員 業者からの申入れで契約変更しないということなんですか。

○水道事業所 そうですね、話をした結果となります。

○委員 内容変われば、金額が変わらなくても契約変更するじゃないですか。

○水道事業所 内容変更ということでしますね。

○委員 それなのに、なぜ金額変更しないのか、理由がよく分からない。

○水道事業所 そうすると、内容は変わりますけれども、たまたま積算上金額は変わらなかった。確かに金額が多くなったり、多くならなきゃ駄目なんですけれども、少なくなっちゃうと、何というんですか、町のほうで、少ない数量で出来高をもらうことになっちゃうので、多くなることはあるんですけれども、必ず多くなったところで、べらぼうに多いとやっぱりそこはちゃんと契約変更して、増額変更という形にしますけれども、あまりにも小さかったりすると、そこは最終的に数量は変えるものの、内容変更という形で金額は変えないということにしました。

○委員 結局設計変更するような書類作成とか、そっちのほうがもう煩わしくて、もうそれで

済むならそれでというような感じじゃないかなというところですか。

○委員長 いや、だから、となるとちょっと私は本末転倒というかね。要は契約書って何のために作るかという、何事もなければ要らないんだけど、何か事が起こったときに、あんたら、ここをこういうふうに工事するって言ったでしょというのを言葉じゃなくて文書にして残しておくのが一番の理由だと思います。だから、これだけの何か工事の内容が違えば、そのところはちゃんと変更契約書にうたって、だから、じゃ何かがあったときにこの変更理由書が、相手もこれを合意しているものなのかという。こちらのほうで勝手に作ったやつ、金額合わせのためにというように見られるとちょっと問題かなという気はしますね。あくまでも先方の変更、どういう工事にしたのかという合意を取っておかないと、後々の事故が起きたときのためのこちら側の主張するものがなくなってしまふ。

○水道事業所 一応、内容変更であっても、26ページにあるように、工事の請負変更契約書ということで、額は変わりませんが、これで一応最終精算の形の数量で契約しているというところはあります。

○委員長 図面及び仕様書については別紙の通りですか。で、ここの図面及び仕様書がちゃんと変更後の図面及び仕様書があるということでしょうか。

○水道事業所 そうですね。そういうことです。

○委員長 それが40ページの変更も加味したものとなりますか。

○水道事業所 加味したものです。当然変更数量で、図面とか数量も変更したということの後にこの変更契約書の締結をしますので、加味されたものにはなりません。

○委員長 そうすると、この変更じゃ第1回変更か、あと工事設計書ですかね。

○水道事業所 そうですね。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 業者からの合意によって金額変更しなかったというふうなご説明ですけれども、実際、公共工事としてやるということであれば、その分の対価というものを基本的に払うというのが基本だと思います。ですから、別の見方をすれば、発注者のほうがしているんじゃないかというふうに捉えられてもおかしくない。両方のお話聞いているわけじゃないからね。だから設計上としては、やっぱりそういうふうなことじゃなくて、かかった分はちゃんとお支払いするというのが公共工事だと思います。なので、変更になったら変更になった分、減額になったら減額になった分、増額になったら増額になった分のもので精算するというのが本来の公共工事というふうに思います。

○委員長 私も、民間工事は払うほうが、じゃ納得すればもうそれでいいやで終わりますけれども、やはり公共工事は〇〇委員がおっしゃったような要件をもっと厳しくといますか、面倒くさいところはあろうかと思うんですが、そういったところを留意する必要があるかなというふうに思います。

あと、何かございますか。〇〇委員も。

○委員 大丈夫です。

○委員長 大丈夫ですか。分かりました。

あと、よろしいですか。

じゃ、質問ないようですので、ありがとうございます。

では、工事請負に関わる審議終了しましたので、ここで一度休憩とさせていただきます。

それでは45分まで休憩いたします。

(休憩)

○委員長 では、後半戦、再開いたします。

ご担当の方の入室をお願いいたします。

じゃ、この業務委託について、抽出理由等に注意してご説明をお願いいたします。

○総務課 改めまして、説明させていただきます。

それでは、審議番号4番の業務委託について説明いたします。

今回の松島町東日本大震災伝承記録誌作成業務委託につきまして、まず初めに業務委託の概要を説明させていただきます。次に低落札率となった要因、指名競争入札とした理由、指名業者の選定基準、予定価格の算出方法について、順に説明させていただきます。

まず初めに、業務委託の概要についてですが、事業名は環4委第219号松島町東日本大震災伝承記録誌作成業務委託。事業場所、納品場所には役場の住所、高城字帰命院下19番地の1となります。事業期間は令和5年2月15日から2か年事業で契約を行っておりますので、令和5年9月29日までとなっております。業種は物品役務の印刷となります。

次に、低落札率となった要因についてですが、請負業者は、発注時に示した特記仕様書によって業務内容を把握した後に適切な人員配置や費用算定を行っておりますが、請負業者に聞き取りを行ったところですが、会社としてもぜひ受注したい案件であるということで、物価高や人件費が高騰している中ではございますが、落札に向けて可能な限り低価格によるサービスの提供を図ったこと、いわゆる企業努力ということになりますが、そちらのほうが必要であるということでもあります。

次に、指名競争入札とした理由についてですが、本業務につきましては、東日本大震災の被害状況から復旧・復興に向けた取組などを記録誌としてまとめまして、震災で直面した課題や、そこから得た教訓を次世代に継承しまして、将来の災害に備えるための一助となることを目的とした事業であり、業務については、事業の趣旨を踏まえながら、デザインの作成やデータの入稿、編集作業など、自治体からの要望などに柔軟に対応でき、確実に納品させる必要があることから、実績がある業者とともに、町内業者の育成を図るといったような観点もございましたので、町内業者を加えた指名競争入札といたしました。

次に、指名業者の選定基準についてですが、入札参加資格登録簿の物品役務の中の印刷のうちに記載がある宮城県内に本店又は請負契約について本店から委任された支店若しくは営業所を有している者で、今から申し上げます次の3つの条件のいずれかを満たす業者という基準を

設けておりました。まず1つ目は、町内業者であること、2つ目は、過去3年間に塩釜地区の2市3町への広報紙印刷実績がある者、3つ目は、自治体からの同類の作成実績があること、ということで指名業者の選定基準を設けておりました。

最後に、予定価格の算出方法についてですが、本業務については、同種の業務の履行が可能な事業者3者へ参考見積りを依頼しまして、3者からいただいた参考見積りの平均を基にして予定価格を算出しております。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

委員の皆様、質問事項、何かございませんか。○○委員。

○委員 参考見積りを取った3者の中に、今回落札した○○○は入っているのでしょうか。

○総務課 入っております。

○委員 参考見積りの内容と、今回の入札金額の内容と近いですか。かなり離れていますか。

○総務課 大分離れておりました。

○委員 結構ありますね。参考見積りの段階で高めに入れて、いざ入札の段階ですごく低めに入るって結構ありますね、皆さん。

○委員 取りに行っているということなんでしょうね、強いて言えば。

○委員 そうでしょうね。失格になっている○○○は、参考見積りは取っている会社ですか。

○総務課 取っておりません。

○委員 これは取っていない。

○委員長 業者も基準となる何かあれがあるわけじゃないから、大変でしたね。

○委員 今回のこの記録誌の作成で、まずお聞きしたいのは、松島町である程度まとめられたデータなりそういった書類があって、それを記録誌として整理するような感じの業務なんですか。それとも、業者のほうで多少何かを調べたりとかしてやらなきゃいけないのかというところが。

○総務課 これまでも何冊か東日本大震災の記録誌的なものはまとめていたものがあるので、町として持っているそういったデータと、あと業者からの提案等を両者でかみ合わせて記録誌作成という形で今進めているところです。素案のほうまではできたので、あとはレイアウトとか内容を精査しながら納期に向けて作業している状況であります。

○委員 もう一つですけれども、例えば私のほうで持っている全部データがあって、これをまずまとめて何かやっってくださいといったら、あとは大体それを整理したりとかする程度なので、金額的にはあまり変動ないかなと思うんですが、それに独自のデータを、こんなのがありますよとか、あとデザインですね、こういうデザインでというような形になってくると、多分業者によって結構能力なりデザイン力とかが変わってくるので、そこを金額だけで決めてしまっているのかなとちょっと思ったので、例えば何かプレゼンテーションなりなんなりがあって、我々だったらこういうふうなデータ持っていますとか、デザインはこんなものになりますということを経て、この中で一番あれがいいよねというふうな一次審査と、また二回目に金額的など

ころをやったほうが、よりいいものができたのかなというので、何かちょっとここで金額だけで決まってしまうところが少しもったいなかったかなと思っておりますけれども、今いろいろと検討されてやっているの、決まった以上はこれで進めるしかないと思うので、よりよいものになればいいなと思うところと、あとこれ記録誌ということで、紙媒体でのやつのみなんでしょうか。それとも、PDFか何かでデジタルデータとして皆さんが見られるようなデータにもなっているのかなというのがお聞きしたかったんですけれども。

○総務課 紙で1,000部と、あとPDFデータで納品ということでしております。

○委員 もらえる。じゃ、それは自由に松島町で使えるということですか。

○総務課 そうですね。いずれはホームページ等で皆さんに見ていただく予定です。

○委員 最近だんだん紙でやるのが億劫になってくるところがありまして、そういうものがデジタルであると検索とかもしやすいので、良いですよ。

○委員長 あと、何かございますか。

これも実は、ちょっと離れますけれども、私も公認会計士協会、前役員やっぴまして、そこでこの津波について、会計士がどういうふう活躍といたしますかお手伝いをしたかという記録誌作ったんですよ。3社くらい見積りをお願いしたんですが、こちらは入札じゃないですけども、やっぱり大手はかなり高く、あとは〇〇委員おっしゃるように、会計士の若手をいっぱい無給でやってもらって作りましたけれども、やはりおっしゃったように、あれですね、プレゼンテーションやってもらってという。それをやって、それぞれ皆さん特徴的なもの、これどうでしょう。これは本当にやってもよかったんじゃないかなと私も思っていました。余裕があれば、本当はそういったことをやりたかったんですけれどもね。ただ印刷物だから、そういった相場といいますか、もうこれも以前設計事務所云々ありましたけれども、印刷業者さんもどんどん潰れている状況ですかね。やはりネットとか、それでも紙媒体ではないというのがありますので、その辺が一番の原因だと思っておりますけれどもね、低落の理由としては。

あと、何かございますか。

○委員 今回は指名ということなんですけれども、これは松島町業務委託一般競争入札適用基準に適合していないといえますか、200万円以上は一般競争入札ではないのでしょうか。

○委員 この基準では建設工事に係る測量、設計及び調査と、行政政策に関わる各種計画策定業務を対象とするというのはあるんですけれども、それには当たらないということですよ。また、前項の規定に係るその他業務について、松島町契約審査委員会が認めた場合は一般競争入札で実施するとも書いてありますが。

○委員長 その辺の実施基準等に触れていないということの再確認もお願いいたしますね。

あと、何かございますか。よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。

○委員長 それでは、次の担当の方、入室お願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に伴う接種券等作成業務委託について、抽出

の理由等を中心にご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

- 健康長寿課 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に伴う接種券等作成業務委託につきましてご説明いたします。

本業務は、令和5年度に実施する春接種及び秋接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に伴う接種券等作成を委託するものです。

1者随契の理由についてご説明いたします。

接種券の作成に当たりましては、住民基本台帳法に基づき個別の情報を記載したものである必要があり、本町が所有するシステムの機器構成及びデータエリアの格納状況、アプリケーションの関連性等システム全般に精通する必要があります。また、電算関連機器の性格上、他社において接種券等作成業務を実施するのが著しく困難であることから、地方自治法第234条第1項、第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項、財務規則第101条並びに随意契約制度運営要領第4において、見積書徴取の特例に該当することから、1者での随意契約といたしました。

また、10ページに資料を提示いたしましたが、厚生労働省より新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結についての事務連絡がありまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を締結することができる旨の通知がありました。

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の趣旨及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の「速やかに住民に対する接種を行う」「接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備する」という目的を踏まえ、本町においても速やかに接種体制を整えるということから1者による随意契約としたところ です。

続きまして、単価の算出根拠でございますが、接種券等作成処理、基本処理料については、接種券作成のための対象者データ作成1回当たりの金額です。1回当たり税込みで33万円で、春接種分が6,000人分、秋接種分が1万3,000人分を見込んでいます。

接種券等封入封緘処理（データ印字処理）につきましては、宛名にデータ印字が入ります。新型コロナウイルスのワクチンの接種のお知らせ、ワクチン接種説明書3枚、予診票、これにもデータが入ります。予防接種済証、過去の接種記録が印字されます。合計16ページを封入封緘処理する1件あたりの金額が税込み165円となっております。

基幹システム出力帳票封筒印刷、封筒の窓あき封筒につきましては、窓あき封筒1枚当たりの金額税込み30円となっております。

以上で説明を終わります。

- 委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様、ご質問等ございますか。

- 委員 聞き忘れたのかもしれないんですけども、4ページの第1号単価表という単価が出てきているわけですけども、これは何に基づいて算出されているのでしょうか。

- 健康長寿課 過去の実績から単価を出しております。

- 委員 過去の実績というのは、〇〇〇がやってきた仕事ということですか。
- 健康長寿課 そういうことです。
- 委員 そうすると、〇〇〇は過去の実績から今回はちょっと割引してくれてということなんではないですかね。見積りを開封したら、この単価表よりも、基本処理料もデータ印字処理金も封筒も、ちょっとずつ安くなっているんですよね。33万円が30万円、160円が150円、30円が28円と、ちょっとずつ安くなっているんですよね。だから、〇〇〇が過去の仕事に対して、ちょっとずつ割引してくれたという、そういうイメージなんですかね。
- 健康長寿課 本来は、春接種、秋接種ということで、もう過去に何回か契約をさせていただいている中で数回目の契約になるんですけども、その際に契約を取り交わした金額を参考にして、そして国が出してくる内容についてもまだワクチンのことに対して出てくるか分からないので、この基本料金の処理料については、町のほうでは少し多く設定をさせていただいて、あとは1件当たりの印刷はほぼ同じくらいというところで設定をしております。
- 委員 ありがとうございます。
- 委員長 どうぞ、〇〇委員。
- 委員 これ松島町だけじゃなくて、ほかのところでも同じようにワクチンの関係でこういうことをやられるわけですので、そこら辺の情報の共有とかはしているんですか。
- 健康長寿課 各市町、それぞれワクチン接種対策室というのを立ち上げたわけなんですけれども、その際にどのような形でどこと契約を交わしているかとか、そういう情報交換はしております。
- 委員 うち、こんなにかかっているんだけど、そっち何でそんなに安いのか、そういうふうなやり取りとかは何かされていますか。
- 健康長寿課 そちらもございます。
- 委員 ありますか。そうですか。何かそこら辺を参考にしたときに、松島町の契約はいかがでしたか。
- 健康長寿課 松島町は比較的lowな設定になっています。
- 委員 lowな設定になっているんですね。
- 委員長 要は住民基本台帳システムを委託している会社にはほぼ丸投げというか、そうならざるを得ないということですよ、現実的に。本当はそれを、データを彼らもフリーで開示して、守秘義務だけちゃんと守ってくれる業者が本来受けてもいいんですけども、今の日本の制度上はそうならない。だから、システム会社が基本的には受けて、あとは単価の問題だけ。それを厚労省もちゃんと分かっている、随契オーケーですよというふうに言っているという、言葉は悪いんですけども、出来レースというやつですよ。そういう理解かなと思いますけれども。だから、これも少し安くするというのは何か、はっきりその辺から安くして100%にならないという、これはこの業務に限らず、全て何か過去の〇〇〇の受託した業務については、ほぼそういう流れになっているなというふうに、事実としてですね。
- 委員 システムを導入した会社は強いですよ。ですから何ともできないんですが、ただ、

あとは契約のときに、こういうふうにプログラムなり追加とか変更のときに、このぐらいの金額でやれますよというような契約までやるというか、約束をある程度やっておくと、こういう追加で何か入ったときに、幾らでやってくれるよねというところで、安心感はあるのかなと思うんですけどもね。

○委員長 これって予算は国から出ているんですよね。

あと、何かご質問ございますか。どうぞ、○○委員。

○委員 今回、この個人情報とかいっぱいあるところなんですけれども、そういう点で、何か契約書等で何か注意されたこととかというのはありますか。

○健康長寿課 ちょっと今担当者がお答えする前に、私のほうとしては、とにかくワクチンの接種時期を逃さないように、早めに接種券を用意するという町の責務がありまして、とにかくそのスケジュール感を間に合わせるために努力をしていただきたいということは常々この接種券の作成に伴ってお話ししているところと、あとは個人情報間違いがないことを、接種の過去の回数をその方の接種券の中に記入しなければならないので、その辺間違いがないようにということだけは注意深くしていただくことをお願いしています。ほかにありますか。

○健康長寿課 課長が全てお答えしたんですけれども、タイムリーなスケジュールというところで、なかなか、国の方針がぱっと出るんですけれども、詳細までは出ないというところでの準備が接種券はかなり必要でありまして、かなり担当としても困難というか、ちょっと、といったところでの準備になりますので、そのあたりを○○○のほうとも国の準備状況を精査というか確認しながら、もれなく情報が届くようにということで、スケジュールとなっております。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 住民基本台帳のシステム作成業者だから、まずそこは間違えないんだろうなとは思いますが、これ15ページの11条とか12条に秘密保持なり個人情報保護の約定が出ていますから、それで対応、それを信頼するしかないというんですかね。

ちなみに何かトラブルとか、この接種券については何かありましたか。

○健康長寿課 大きなトラブルは特にありません。

○委員長 ないですか。

○健康長寿課 はい。

○委員 実際、そういうふうに早急に確実にというふうなことで、細心の、早急にというふうなことで、手が回らなくなっているとかというようなことで、それを下請けに出しちゃったりとか、そういうふうな心配もされたんですね。

○委員長 これも○○○の中で下請けというかやっているんじゃないでしょうかね。出入りの業者がいらっちゃって、これ金額は全部で23ページの118万1,730円という、トータルとしては、ということでもよろしいんですかね。

国を押さえられちゃうと、もうここに行かざるを得ないですよ。

○委員 システムを変えない限り。ほかよりは安いという。

○委員長 だから、それも手だというふうに私はありますけれどもね。

あと、何かございますか。よろしいですか。では、ありがとうございました。

○委員長 次は、また雨水ポンプ関係ですが業務委託のほうで、水道事業所から抽出理由を中心とした説明をよろしく願いいたします。

○水道事業所 それでは、審議番号6につきましてご説明いたします。

下5委第008号松島浄化センター、中継及び雨水ポンプ場運転管理業務委託で、高落札となった要因、過去に同様の業務委託で当該業者が落札し続けているのか、過去に同様の業務委託での契約金額において他の業者が入札に参加する可能性の有無について、内容を確認したい案件となっております。

本業務につきましては、汚水処理場、雨水ポンプ場の運転管理を行う業務となっております、入札参加条件として物品・役務の下水道処理施設運転管理に登録されており、過去5年に同程度の処理場の国又は地方公共団体が発注した実績を有していることとし、条件付一般競争入札で公募したところ、1者から申込みがあり、入札を実施しております。

高落札となった要因につきましては、共通歩掛で積算をしているところではありますが、5年間の業務でもあるため、昨今の急激な物価上昇と人件費の高騰がどれくらいになるか見込みが難しく、その辺を加味しながら応札した結果、高落札になったと思われま。

過去に同様の業務委託で当該事業者が落札し続けているのかにつきましては、下水道処理施設運転管理で登録している業者が大体10者ほどあります。私が水道事業所に来た当初は別の業者が受注しておりました。その後、業務委託の更新の際に現在の受注業者となり、今回引き続き落札し、契約に至っております。

過去に同様の業務委託での契約金額において、他の業者が入札に参加する可能性の有無につきましては、以前様々な営業の方にお話を伺ったところ、処理場では下水道法に基づく放流水質基準を確実に履行する責任があり、流入してくる汚水もその処理場の場所によって様々で、特に本町では観光人口による汚水流入量が急激に変動することもあり、処理場ごとに個性もあるようで、新規で参入するにはなかなか二の足を踏むというお話を聞いたこともあります。さらには、下水道処理場という特殊な業務で、なかなか人手不足もあり、新たな処理場管理を受注しても人手が追いつかないというところもあるようです。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

では、委員の皆様、何か質問、お願いします。はい、〇〇委員。

○委員 今回60か月の契約なわけですけれども、前回の契約も60か月ですか。

○水道事業所 60か月です。

○委員 契約金額も同じぐらいですか。

○水道事業所 今結構資材とか、あと人件費が高騰していますので、5年前に比べれば金額は上がっております。

○委員 どのぐらい上がっていますか。

- 水道事業所 今回が7億ぐらいなので、1億ぐらい上がっていると思われまます。
- 委員 その契約としては、資材価格とか人件費が今後も上がっていった場合は、契約変更していくという契約ですか。
- 水道事業所 そこまではうたってはおりませんが、工事価格等で、国でいっているスライド条項というのがあって、急激な物価上昇とか、実際最近では鉄材とかがすごく上がっているということもあって、スライド条項が国から発令されると、そこら辺は調整しながらというところはあるのかなとは思いますが、今のこの段階ではそこまでは考えておりません。
- 委員長 ○○委員。
- 委員 これスライド条項の対象の業務委託では。
- 水道事業所 基本的には、スライド条項、業務委託だと対象にはならないところもありますので、そこはなかなか難しいところです。
- 委員 工事は業務委託にならないよね。
- 水道事業所 そうですね、難しいところでは。
- 委員長 いや、だからその辺も、国の基準が、要は平成の30年間をベースに考えれば物価が上がっていないからあれだけでも、これがもう去年、今年とどんどん上がっていきますから、こういった人件費を中心にしたものについてはスライド条項がないと契約もされないですよ。一時はウッドショックも出ているんですね、木材について。あとは、5年というのが何か長いんじゃないかなという気がするんですけども、どうなんでしょうね。
- 水道事業所 うちの処理場ができた当初は、1年更新とした時期もあったようです。ただ、1年だと、どうしても業務委託、維持管理の業務委託って長ければ長いほど業者の技術も上がりつつ、さらにどちらかというとノウハウがあって、同じ薬品とか資材関係も長期にわたって発注できると安く抑えられるようでして、契約金額も若干安くなる傾向にはあります。今、最長で、ほかのところでは10年で契約しているというところもあり、あと宮城県の処理場とか浄水場なんかは、みやぎ方式ということで、20年で契約を結んだりしているんですけども、やっぱり長ければ長いほど、そこら辺で安くなっていくようにはなるという形にはなっているのかなというところがあります。以前、5年になる前に3年で契約していたんですけども、1年ごとで区切って行って、それぞれお金出したときに、やっぱり5年にしたほうが安い傾向ではあります。ただ、今回につきましては、やっぱり人件費とか資材がコロナ後ということもあって、かなり高騰しているということもあって、そこら辺がなかなか見定めが厳しいというところも聞いているところではあります。
- 委員長 条件付一般競争でやっていますし、手続き上は特に問題になるということはないかなと思いますね。
- あと、それでは○○委員。
- 委員 この書類に入っている明細書というのは、これは松島町で作った明細なんですか。
- 水道事業所 維持管理、通常の維持管理というのが歩掛でやっているもので、それを基にして松

島町向けに作ったものになっております。

- 委員 今までといたしますか、業者が今回同じ1者ということもあって、前回に引き続いてということなんですけれども、例えばですけれども、ここに書かれている例えばホールピペットとか、ビーカーとか、何か全部また新しく全部そろえるような形になっているんですけれども。
- 水道事業所 一応、ビーカーとかそういうものは全て常備はされているものの、壊れたりしたときの在庫補充的なもので入れているところではあります。ですので、すっかり新品をそのまま毎回購入しているというわけではなくて、ある程度、壊れるものなどを補充しながら、今まで実施してきたものです。
- 委員 壊れた分だけ本当に計上できればもっといいかなとは思ったんですけれども、何かこのビーカーも、ピペットとかもですし、あとVベルトってちょっとよく分からないんですけれども、Vベルトも全部交換みたいな形になっていたり、あとバッテリーですよ。バッテリーは、年数がたてば当然やっぱり交換したほうがいいといえいいんですけれども、全部何か新しい業者が新しく新規でやるぞというような感じの積算になっているような感じがして、もうちょっとそういう意味では安くなってもいいのかなと思います。あるいは、そういう消耗品に関しては、何かもうちょっと後でも補正なりなんなりでやってもいいのかなとも思われます。
- 水道事業所 処理場にしても、雨水ポンプ場にしても決して止めることができないものであり、止めることによって町民の皆さんにかなりご迷惑をかけてしまうというところがあって、先ほどのVベルトというのもそうなんですけれども、消耗品については定期的に交換して行って、決して止まることのないような形で、実際に業務委託をさせていただいているというところが正直なところであります。
- 委員 全ての器具が毎回同じように使って同じように壊れるというわけでもなく、使うものもあれば使わないものもあるし、何かいろいろと、何でしょうね、例えばプリンターのカートリッジなんか、ここで10本と書いていますけれども、私だったらブラックを倍ぐらいそろえて、ほかの色は減らそうとか、いろいろと考えたりするような、何かあまり、実用、実際に使っている人が作っているような感じじゃないようなイメージが少し感じられたものですから、何かもう少し実情に合わせた数量にした方が良くないかなと思ったんです。もう少し値段が下げられるかなと思いました。
- 委員長 そうですね。○○委員。
- 委員 この委託料の金額の支払いと、あと精算というのはどのような形になっていきますか。
- 水道事業所 委託料については、5年間ですので、それを5分の1で、年間幾らということにして、あとそれを四半期ごとに支払っております。
- 委員 四半期ごと。
- 水道事業所 なので、3か月ごと、そうですね。業務内容は、毎週業務打合せのときに業務報告書頂いていて、四半期ごとにさらにまとめた業務報告、月ごとにももらいますけれども、それを基にして履行確認を行った上で支払うこととしております。
- 委員 そうすると、消耗品もその都度買ったもの、交換したものの、それを四半期ごとに確認

して払うという形なんですか。それが結局トータルとしてという。

○水道事業所 トータルとしてということですね。

○委員長 消耗品については、予算というか委託契約書の中に入れてしまっていますが、それらの消耗品分の報告も定期的に出してるということであれば、この金額ではないけれども契約書との過不足があったか、なかったのかというのは、やっぱり報告書として出さないと、もうこれあらかじめ5年間の見積りですというふうに出しているけれども、〇〇委員もおっしゃったように、足りない場合もあるんだろうし、だからそれはそれで、向こうはそれで足りない分と多かった分でやり取りしているんですよと言うかもしれないけれども、やはり入札ですから、公共事業ですから、そこはもう実額は出すけれども、使わなかったものは出さないというのをやはり原則にしなければいけないという気がします。なので、今後、こういった消耗品については、予算的にこうやって全体ではなくて、実額をちゃんと精算するといいますか、そういった契約の仕方というのを考えられたらどうかというふうには個人的には思います。

あと、いかがですか、皆様。はい、どうぞ。

○委員 この予算の中で、明細書があるんですけども、実際に不足分がこの数量をオーバーするようなことがあったら、どうなるのでしょうか。

○水道事業所 基本的に、これ請求書なんですけれども、一応基本的にこの業務ということで、うちのほうで注文していますので、そこから増えるといっても膨大に増えるということはないような形にはなっております。かといって、それ以下になっちゃうと、今度うちらほうとしてもチェックするので、当然そちらもないです。

○委員 いや、不要なものまで買ってもらうのは困るので。

○水道事業所 基本的に、不要なものは計上はしていないところはあります。

○委員長 いや、難しいかもしれませんが、これ57ページの巡回車両損料1日1万円で2,170万円と出ているんですけども、これも燃料費を含めて出ているだけけれども、これもかなり実際の使用といいますか、そういったものを想定すると、随分と動くだろうなという感じはいたしますね。実額ではないという気がいたしますね。

個人的には、消耗品にしろ、この車両損料にしろ、実績額ですよ。実績額と比較をするんだという少し面倒だろうとは思いますが、要はきちんと見ているというふうにしなくて、金額はなかなか下がっていかないので、そういった努力もお願いできればなというふうに思います。

あと、何かご質問等はないですか。よろしいですか。

はい、どうもありがとうございました。

以上で、審議案件は6件終了いたしましたので、事務局へお返しいたします。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、最後に委員長より総括をお願いしたいと思います。

○委員長 はい。それでは、まずは委員の皆さまで何かありますでしょうか。

○委員 今回、6件抽出して、事前に質問をしていたので、大変説明が分かりやすく丁寧で、その点はよかったんじゃないかなというふうに思います。そんな中で感じたことですが、条件付一般競争入札、工事は200万円で、業務委託に関しては設計と測量とそれから行政計画みたいなものがやっぱり200万円で、条件付一般競争入札とするということを当初から定めておりますので、何か時間がたつにつれて、もしかするとそういうことが曖昧になっているかもしれないという感じがしたので、その辺は徹底したほうがいいんじゃないかなということを思いました。

それから、設計、契約変更のところで、直接工事費が増加した分を一般管理費で埋め合わせてプラス・マイナス・ゼロにするという形がたまたま2件続いたわけですが、何か物事の程度の問題かもしれないんですけども、一般管理費を減らす形で業者にしわ寄せを与えるというのは、やっぱり原則としてよくないと思われまますので、何かしら考えても良いのかなというふうに思います。ある割合を超えてそういう埋め合わせをするというのは、やっぱり業者いじめのような気がしますので、何か基準を定めるなど検討してみるのもいいんじゃないかと思えます。

それから、最後に出てきたような長期契約の場合、これまでは物価が安定しているということとを前提にして長期契約を結んでいると思うんですけども、これから物価がどうなるかわからないという情勢になっていますので、物価変動に対応できるような契約内容も工夫するということを考えてもいいのではないかと、そういう気がしました。

私のほうからは以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○○委員、お願いいたします。

○委員 私が今回気になったのは、松島町の震災の記録誌ですかね。大学なんかでも、よくパンフレットなどを作るんですけども、値段が安いからここでいいやというふうにやってしまうと、たまに変なのができてしまったことがあるので、ああいった意味では、やっぱり本当はプレゼンテーションなりをやっていただいて、内容等もいろいろと議論した上で進めたほうがよりよいものができたのかなというふうには思います。

あとは、災害復旧関係に関しては、なかなか難しく、現場の実情とか、直せばいいというものじゃなく、直してもやり方が、何が原因でこうなったのかということを知って直さないと再劣化とかしやすくなってしまいますので、ここはなかなか難しいところだとは思いますが、そういう選定をきちっと松島町のほうである程度されてやっているというのはよかったのかなと思って聞いておりました。

あと、最後のポンプの委託ですが、なかなか難しいなど。今人件費もどんどん上げよう上げようという形になってきている中で、やはり長期的なのは、5年というのは、今だとやっぱりなかなか、こういう契約を続けているとちょっとどこかで破綻するのかなと思ってはいます。

○○委員のおっしゃるとおりで、もう少しそういった、ある程度短期的なものにするのか、あるいはそういった補填ができるような何か契約をうまくやっついていかないと、ちょっとうまくい

かないときがあるのかなと思って聞いておりました。以上です。

○委員 松島町の制度で、事前にプレゼンをしてもらうということは可能なんですか。

○事務局 プロポーザル形式でやっている案件もあります。

○委員 そうですか、やろうと思えばできるわけですね。

○委員長 はい、○○委員。

○委員 ○○委員がおっしゃられたとおりのことに尽きるかと思えます。やっぱり公共工事として、それがどのような意味を持っているかということをよく考えていただいて、それで支払うものは支払う。あとはちゃんと精査するものは精査するというふうな形を取ってもらえればなと思います。

あと、最後のポンプ場の維持管理の件です。やはりここも5年ということで、大変難しいところではあるんですけども、また四半期ごとに一応精算するというような話ですけども、その中でしっかりと予算措置したもの、発注したもの、それをどのように管理していくかということをしつかりとやってもらうというふうなことが大切なのかなというふうに思います。

それで、先ほど申し上げたとおり、業務委託にはスライド条項というものは無いというふうな形ですけども、その辺のところについても、制度的にもう少し働きかけていただいて、やっぱり受託した業者が損をしないような制度づくりをしていただければなというふうに思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

私も、一番はこのポンプの委託料のところですね。全体的に見ると、いろんなところにポケットを業者は用意してあって、それを5年の中で、そこでそのポケットの中でやりくりできるからこれでいいやというふうに決めているように思います。やはり彼らも民間の業者ですから、そういう物価だとか、人件費の高騰、それにも対応できる形にしなきゃいけないと。となると、そういうポケットを多く用意したいということで、おまけに1者ですから、競争入札とはいえ、それがもう中は常態化しているという。

これはほかの市町村なり、あるいは地方整備局でも同様です。ポンプなんかだとそれをつくったところが一番ノウハウがあるから、それのお抱えの業者しか点検できないわけですからね。もうどうしてもそういう制限がついてしまい、結果的に一般競争の形は取るけれども、1者しか来ないという業界内の慣行なのか分かりませんが、昔、エレベーターがそういう状況があったんですよね。○○だったら○○、○○だったら○○。ところがそれを、部品にしろ、何かにしろ、たしか開放して、どんな業者でも受けられるようにとやったはずなんですよ。なので、やはりそういったところの独占を少しずつ減らしていかないと、業界としてなかなか難しいところがあるかと思えますけれども。

あとは、本当に指名競争か一般競争かというところの金額基準を職員が再認識し、原点に帰って気をつけなきゃいけないというところですね。

総括としては以上でございます。